

**国民年金
だより**

問い合わせ先
保険年金課
☎(40)5558

平成19年度の
年金額について

1月26日、総務省より、平成18年平均の全国消費物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の前年度比変動率がプラス0.3%となった旨発表されました。

一方、対前年度比名目手取り賃金変動率（平成15年度から平成17年度の実質賃金変動率を基に算出）が0.0%となりました。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、対前年度比名目手取り賃金変動率がマイナスとならない場合は、年金額は名目手取り賃金変動率で改定することが法律で定められており、平成19年度の年金額については、平成18年度と同額になります。

《平成19年度の年金額の見込み》（月額）

	平成18年度	平成19年度
国民年金 〔老齢基礎年金：1人分〕	66,008円	18年度に 同じ
国民年金 〔老齢基礎年金：夫婦2人分〕	132,016円	
厚生年金 〔夫婦2人分の基礎年金を 含む標準的な年金額〕	232,592円	

（注）厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準

参考1 新しい年金額は平成19年4月分から適用され、受給者には6月に支給される。（4月及び5月の2か月分支給）

参考2 平成16年改正で導入されたマクロ経済スライドによる調整については物価スライド特例措置による物価下落率の累積分（1.7%）が解消された後に開始されることとされており、平成19年においては行われぬ。

《平成19年度 国民年金保険料 納入額早見表》

平成19年度	1か月分		6か月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付（納付書による現金納付及び翌月末振替の口座振替）	14,100円	—	84,600円	—	169,200円	—
毎月振替・【早割】 （当月末振替の口座振替）	14,050円	50円	84,300円	300円	168,600円	600円
6か月前納（現金納付）	—	—	83,910円	690円	167,820円	1,380円
6か月前納（口座振替）	—	—	83,640円	960円	167,280円	1,920円
1年前納（現金納付）	—	—	—	—	166,200円	3,000円
1年前納（口座振替）	—	—	—	—	165,650円	3,550円

※一部納付（一部免除）されている方は「毎月納付（翌月末振替）」のみのご利用となります。
 ※口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入と金融機関届出印の押印が必要です。
 ※既に口座振替での1年前納をお申込いただいている方は、あらためてお申込をいただく必要はありません。

☆おススメです！お得な保険料の前納（まとめて前払い）

お支払い方法・・・「前納」と記載された納付書をご使用ください。

例えば現金で1年分をまとめてお支払いすると「3,000円」の割引です。また、半年分の場合は「690円」割引となります。・・・さらに口座振替による前納ならもっとお得？ 現金納付で前納するよりも割引額が増えます。

しかし、「現金納付での前納」がいつでもできることに比べて、「口座振替での前納」は「1年分」と「半年分」の2種に限られます。年2回の期限までに社会保険事務所へお申し込みが必要です。

※1年分の口座振替前納（平成19年度）の受け付けは終了しました。

国民年金保険料納付相談窓口開設のご案内

栃木社会保険事務所職員が出張して、国民年金保険料の領収及び相談を行います。

対象者には後日、栃木社会保険事務所から通知があります。

日時 4月25日（水） 午前10時～午後5時

場所 下野市国分寺公民館第1研修室

問い合わせ先

保険年金課

☎40-5558

年金生活情報

社会保険庁は、年金受給者のサービス情報等について、定期的（2か月に1回）に年金生活情報として発信することを通じ、より一層のサービス向上に努めることとしています。

年金の支払い、新規年金受給者の裁定、年金受給者の諸変更処理

定時払い【12月15日（金）】 金額：6兆2,164億円（前年同月の実績 6兆666億円）
件数：3,797万件（前年同月の実績 3,714万件）

年6回の支払のうち12月支払分（平成18年10月・11月の2か月分）

参考 東京都一般会計歳入歳出予算額 平成18年度（2006年度）6兆1,720億円（東京都HPより）

新規の年金受給者【平成18年10月、11月新規裁定者...新法厚生年金、基礎年金】

老齢年金：283,919人（前年同月：210,044人） 障害年金：16,164人（前年同月：13,586人）

遺族年金：48,090人（前年同月：41,638人）

失権の年金受給者

老齢年金：137,813人（前年同月：125,303人） 障害年金：8,818人（前年同月：8,087人）

遺族年金：21,617人（前年同月：18,837人） 死亡、障害等級不該当、18歳到達等による失権

年金額の変更が行われた年金受給者（主たるもの）

年金の選択（2以上年金）...2つ以上の年金が受けられるようになったときの処理

74,734件（H18年10月：34,141件、H18年11月：40,593件）（前年同月の実績：55,554件）

加給年金額の支給・停止

6,338件（H18年10月：2,866件、H18年11月：3,472件）（前年同月の実績：16,347件）

本年の件数は、届書に基づいて処理した件数であり、17年10月から自動処理化したものは含まない。新たに加給年金額が加算されるようになったとき、加給年金額の対象者が死亡、離縁等により加給年金額が停止されるようになったときの処理

雇用保険との調整...年金受給権者が雇用保険法による基本手当、高年齢雇用継続給付等を受ける場合の処理

43,625件（H18年10月：18,744件、H18年11月：24,881件）（前年同月の実績：40,135件）

生存確認（現況届）...年1回（誕生月）引き続き年金を受ける権利があるかどうかの確認を行うための処理

4,276,442件（H18年10月：2,105,805件、H18年11月：2,170,637件）（前年同月の実績：4,228,256件）

年金相談（中央年金相談室）

年金電話相談件数 11月...152,308件（前年同月の実績：149,883件）12月...118,587件（前年同月の実績：111,548件）

主に受給者からの年金相談【☎0570-07-1165（年金受給者用）】

年金記録の情報提供

裁定請求書の事前送付（封書）送付件数（17年10月より実施） 11月...144,047件 12月...154,082件

年金支給開始年齢（60歳及び65歳）到達をもって受給権が発生する方に、氏名、生年月日及び年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を到達月の3か月前に送付しています。

裁定請求書のご案内（はがき）送付件数（17年10月より実施） 11月...29,085件 12月...31,502件

60歳到達後に受給権が発生する方に、60歳到達月の3か月前に送付しています。

年金加入期間の確認のご案内（はがき）送付件数（17年10月より実施） 11月...25,895件 12月...27,913件

社会保険庁で管理している年金加入記録のみでは受給資格が確認できない方に、年金加入期間の確認を促すご案内を60歳到達月の3か月前に送付しています。

年金加入記録のお知らせ（封書）送付件数 11月...172,018件 12月...172,075件

58歳到達者に到達月の翌々月に送付しています。

これまで送付対象としていなかった「受給資格（期間要件）が確認できない方」についても、18年3月送付分より新たに送付しています。

年金見込額のお知らせ（封書）送付件数 11月...98,200件 12月...86,396件

「年金加入記録のお知らせ」を送付した方のうち、年金見込額の通知を希望された方に送付しています。

インターネットを活用した年金個人情報の提供サービス（18年3月より実施）

ユーザーID・パスワードの申込件数 11月...28,787件 12月...10,600件

ユーザーID・パスワードの発行件数 11月...25,385件 12月...10,606件

被保険者が社会保険庁ホームページからユーザーID・パスワード等を入力しログインすることにより年金加入記録がいつでも閲覧可能です。

**国保
&
年金**

こんなときにはこんな手続きを !!

—届出は 14 日以内に—

《国民健康保険》

こんなとき	どうする	届け出に必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき	国保加入の手続きをする	他の市区町村の転出証明書・印鑑
他の健康保険をやめたとき		職場の健康保険を脱退した日のわかる証明書・印鑑
他の健康保険の扶養からはずれたとき		被扶養者をはずれた日のわかる証明書・印鑑
他の市区町村に転出するとき	国保脱退の手続きをする	保険証・印鑑
他の健康保険などに加入したとき		国保と職場の健康保険の両方の保険証・印鑑
他の健康保険の被扶養者になったとき		
退職者医療制度の対象となったとき	⑩の保険証発行の手続きをする	保険証・年金証書・印鑑
同じ市区町村内で住所が変わったとき	住所変更の手続きをする	保険証・印鑑
出稼ぎや長期出張などで個別の保険証が必要なとき	⑪の保険証発行の手続きをする	
修学のため、子どもが別の市区町村に転出したとき	⑫の保険証発行の手続きをする	保険証・在学証明書・印鑑 ※他の市区町村に住民票を移している場合のみ該当します。
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	保険証再発行の手続きをする	保険証（あれば）・身分を証明するもの（免許証・パスポートなど）・印鑑

《国民年金》

こんなとき	どうする	届出先
60歳前に会社などを退職したとき	第1号被保険者の手続きをする	市役所各庁舎市民課窓口（職場の健康保険をやめた日のわかる証明書・年金手帳・印鑑）
配偶者の扶養からはずれたとき	第1号被保険者の手続きをする	市役所各庁舎市民課窓口（被扶養者をはずれた日のわかる証明書・年金手帳・印鑑）
結婚や退職などにより配偶者の扶養となったとき	第3号被保険者の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者の手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者：市役所各庁舎市民課窓口・社会保険事務所、第3号被保険者：配偶者の勤務先
保険料口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替依頼書を提出する	金融機関または社会保険事務所

加入の届出が遅れると・・・

国保に加入しなければならないのに、届け出が遅れると、保険料（税）をさかのぼって納めることとなります。例えば、4月に国保・年金に加入する資格ができたにもかかわらず10月に届け出た場合、4月分までさかのぼって保険料（税）を納めることとなります。

脱退の届出が遅れると・・・

国保の資格がなくなったのに、脱退の届け出が遅れると、ついうっかり国保の保険証を使って診療を受けてしまうことがあります。この場合は国保が負担した医療費をあとで返さなければなりません。

問い合わせ先

保険年金課

☎40 - 5558